

農業生物研究所を新設するため第四条の表の一部を改正いたしました。農業生物研究所はこれまで岡山大学農学部附属の農学研究施設でありましたものを充実して大学附置の研究所としたものであります。

改正の第四点は、第四条に第二項を新たに加え、国立大学の共同利用の研究施設として、東京大学に宇宙線観測所を、京都大学に基盤物理学研究所を新設することとしたことであります。

後者の基礎物理学研究所は、湯川先生館に設置するものであります。なお共同利用の研究施設と申しますのは、特定の大学に附置してその大学の管理下におけるものではありますが、その利用関係は当該大学のみならず広く同一学問分野を専攻する者の共同利用にてようとするものであります。

改正の第五点は、第五条の学部附属の教育施設又は研究施設の新設に與するものであります。これを列挙いたしますと次の通りであります。

- (1) 牧場
- (2) 農場
- (3) 家畜病院
- 北海道大学農学部
- 東京大学農学部
- 帯広畜産大学農学部
- 岩手大学農学部
- 東京大学農学部
- 東京農工大学農学部
- 岐阜大学農学部
- 鳥取大学農学部
- 山口大学農学部
- 官崎大学農学部
- 鹿児島大学農学部

改正の第六点は、別表第一の改正であります。これは、国立大学に置かれる職員の定員を二十八年度予算に合わせるためにものであります。改正後の定員は六万一千二百九十四名で本年度当初に比し、百五十五名の増となるものであります。百五十五名の内訳は、広島県立医科大学の合併によるもの六十二名、研究所設置によるもの四十九名、その他短期大学、学科及び学部附属の教育研究施設の設置等によるもの四十四名となつております。

最後に、この法律は昭和二十八年八月一日から施行することとしておりましたが、これは、この法律の内容がすべて予算に關係がありますので、昭和二十八年度本予算の適用の時期に合わせるものであります。

なお、国立短期大学は学年の途中から発足することになりますので、その修業年限及び学年の進行については、前例に従い学年の当初即ち昭和二十八年四月一日からこの法律の適用があるものとし、学生の履修上支障がないように措置いたしました。

○委員長(川村松助君) 次に教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案につきまして説明を申します。

國務委員(福井勇君) 只今議題となつた教育職員免許法及び同法施行法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を申述べます。

教育職員の資質の保持と向上とを図るために制定されました教育職員免許法及び同法施行法は、制定以来三年有半を経過いたしました。この間に、各都道府県における教職員の免許状の新免許状への切替事務も無事終了し、又教職員の現職教育計画も順調に運び、免許法の所期の目的が着実現されつありますことは、誠に御同慶の至りであります。

元来、免許法及び同法施行法は、大学における教員養成制度及び現職教育制度を規定し、又教育職員の需給状況とも密接に関連するばかりでなく、教員個人の利害にも影響するところがかかる性格と同法施行後の実情とにかく、これらの法律の規定を現場の事態に即せしめるように常に研究を統一、既に二回にわたり、改正案を提出したのであります。その後、各方面の要望並びに教育職員養成審議会の審議の結論等を勘案し、慎重に研究いたしました結果、こゝに第三次の改正案を提出することいたしました次第であります。

次に、この法案の主要点について簡単に説明いたしたいと存じます。

第一は、養護教諭の職務と、その需要状況とを考慮し、又保健婦・助産婦・看護婦法一部改正に伴い、養護教諭養成機関において看護婦を再教育する制度を改正する法律案につきまして説明を申します。

○政府委員(福井勇君) 只今議題となつた教育職員免許法及び同法施行法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を申述べます。

教育職員の資質の保持と向上とを図るために制定されました教育職員免許法及び同法施行法は、制定以来三年有半を経過いたしました。この間に、各都道府県における教職員の免許状の新免許状への切替事務も無事終了し、又教職員の現職教育計画も順調に運び、免許法の所期の目的が着実現されつありますことは、誠に御同慶の至りであります。

元来、免許法及び同法施行法は、大学における教員養成制度及び現職教育制度を規定し、又教育職員の需給状況とも密接に関連するばかりでなく、教員個人の利害にも影響するところがかかる性格と同法施行後の実情とにかく、これらの法律の規定を現場の事態に即せしめるように常に研究を統一、既に二回にわたり、改正案を提出したのであります。その後、各方面の要望並びに教育職員養成審議会の審議の結論等を勘案し、慎重に研究いたしました結果、こゝに第三次の改正案を提出することいたしました次第であります。

以上申述べましたのが教育職員免許法及び同法施行法の一部を改正する法律案の提案理由並びにその要点であります。

何とぞ、慎重審議の上、速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○政府委員(稻田清助君) 補足して御申します。

最初は、免許法の一部を改正します。最初は免許法の一部を改正します。

別表第一備考第一号の三を新設いたしましたのは、これは大学院、専攻科等の設置に伴い教職員を養成する大学の課程についての定義を明らかにした

ものであります。

別表第三の改正は、養護教諭の職務とその需給状況などを考慮しまして、又保健婦、助産婦、看護婦法の一部改正による看護婦の名称等の変更に伴つて、養護教諭養成機関において看護婦

を再教育する従来の養成方式に關する規定の一部を改正すると共に、新たに大学においても直接養護教諭を養成することができる規定を設け、養護教諭の供給を容易ならしめようとするものであります。

別表第四、**別表第五**、**別表第七**の一
部を改正いたしましたのは、**別表第一**、
備考第一の二を新たに設けて、**大学**
の定義を明らかにしたことに伴う改正
であります。

したのは、別表第四から別表第七までに規定する現職教育等による上級免許の課程を定義したものであり、大学の正規の課程、大学院、専攻科のほか、臨機講主、研究生等の果てしも含む専ら

別表第四備考第三号を改正いたしましたのは、僻遠地等に勤務する教職員の実情を考慮し、教職員の資格向上についての機会均等をはかるため、従来よりいたしましたものであります。

別表第六の改正は、保健婦、助産婦有護婦法の一部改正により、看護婦の名前が変つたことに伴つて行うものであつて、行なう試験の合格による単位によつても上級免許状の取得ができるようになつたのであります。昔の検定試験に類するものであります。

次に免許法施行法の改正の部分でございますが、第二条第一項の一部改正

改正法の附則は、この法律の施行期日を明らかにしたものであります。この改正法施行の際現に大学等に在学する者については、直接關係ある改正規定の適用を除外し、改正法の適用を無理のないものにいたしたものであります。

○委員長(川村松助君) 次に大日本育成大会法の一部を改正する法律案の説明を求めます。

不、大日本育英会は年々着実なる發展を遂げ、今日まで同会を通じて学資の貸与を受け、その勉学を続けることができる学徒は極めて多数に上り、國家的な育英事業として多大の成果を收め

す。
参りましたが、その後の諸般の事情
変化に伴い、現行法の一部に必要な
改正を加えることが適当であると考
え、この法律案を提出するものであり

改正の第一点は、大日本育英会の名を日本育英会に改めることであります。改正の第二点は、学徒に対する貸与の無利子、その返還期限と猶予の方など学資の貸与の条件を、法律に明したことになります。

改正の第三点は、義務教育に従事す

る教員と高度の学術研究者を確保するため、学資の貸与を受けた者が実際にそれらの職に一定年数以上従事した場合に、その貸与金の返還を免除できる規定を新たに設けたことがあります。

改正の第四点は、政府が日本育英会に対し、学資の貸与に要する資金を無利子で貸付けることができるることを法律に明記したことあります。

改正の第五点は、日本育英会が学資の貸与を受けた者に対して貸与金の返還を免除した金額に相当する額について、政府が日本育英会に対して貸付金の償還を免除できる規定を設けたことがあります。

改正の第六点は、日本育英会に対する大蔵省預金部からの借入金の利息及び貸与された者の死による日本育英会の損失に対し、政府が補助金を交付することができる規定を削除したことあります。

改正の第七点は、日本育英会の役員に対する罰則について、過料の金額を現在適当であると思われる額にまで引き上げたことあります。

以上申上げましたが、本法案の提案理由及び内容の概要であります。どうか十分御審議の上、速かに御賛同下さいますようお願ひいたします。

○政府委員(稻田清助君) 大日本育英会法の一部を改正する法律案の概要を、私から補足して御説明申上げます。

改正の第一点は、名称の変更でありますて、昭和十九年四月現行法施行後の諸般の情勢の変化に伴いまして、これを改めるほうが適当であると考えられておりましたが、これまでその改正を行う適當な機会がなかつたので、今回これを採り上げて、法律の題名、条

文その他関係法令中の「大日本育英会」を「日本育英会」に改めるものであります。

らの資金の借入がなくなつて以来、
今日まで実際に行なつてゐる政府の貸
付とその条件を、次に述べます償還免
除の規定との関連において法律に明記
したものであります。

改正の第五点は、先ほど申上げました死亡、不具廃疾者、義務教育従事者及び特別の教育又は研究の従事者に対する返還免除によつて生じる日本育英会の損失を、政府がそれに補助金を与えて補う代りに、それに相当する金額だけ政府に対する償還の義務を免除す

ることによつて補償しようとするものであります。

金の利息に対し、政府が補助金を交付し得る規定でありますて、現在預金部からのお借入金は、殆んどその償還を完了いたしましたので、不必要的規定として削除するものであります。第二項は、学資を貸与された者の死亡によつて生じる日本育英会の損失を、毎年度一定の方針によつて算出した政府の補助金によつて補い得る規定でありますたが、これらに対しても、前の改正の第五点で申述べました通り、政府に対する償還を免除する方法が適用されますので、不必要的規定として削除するものであります。

改正の第七点は、現行法の第六章罰則の条項中、過料の金額が制定当時のままありますから、最近の類例法規にならい、「千円」を「三万円」に、「五百円」を「一万円」に改めることであります。

た充実さがつゝあるが、研究施設面においては県財政ひつ迫の折柄真に大学教育にふさわしい整備をすることは極めて困難であつて、学生の研究上多大の支障をきたしていふことは遺憾であるから、本大学を国立大学に移管せられたいとの陳情。

六月六日本委員会に左の事件を付託された。

一、公立学校施設整備費国庫補助増額に関する請願(第一四八号)

一、中学校教育の充実強化に関する請願(第一四九号)

一、学校給食の強化拡充に関する陳情(第二三号)

富之助
紹介議員 海野三朗君
公立学校施設整備については鋭意努力しつつあるが、最低限度の施設の確保にもほど遠く、とくに山形県は天惠に薄く純農産地帯として公私経済力がはなはだ低く極度に枯渇している本県財政のわくでは到底多額の整備費をまかなうことは極めて困難な状況にあるから、公立学校施設整備費の国庫補助予算を増額せられたいとの請願。

第第一四八号 昭和二十八年五月二十三日受付

公立学校施設整備費国庫補助増額に関する請願

請願者 山形県議会議長 加藤

富之助

第三三号 昭和二十八年五月二十一日受付

学校給食の強化拡充に関する陳情

陳情者 三重県津市柳山津高校

内三重県PTA連絡協
議会内 千葉胤一

終戦以来父母、教師その他関係者の嘗當たる努力の結果漸次強化拡充の方向に進みつゝあつた学校給食は、昨年度以外にも国家予算の大削減をこうむりその運営は極めて困難な状態に追い込まれているが、青少年の体位の向上と教育の機会均等の見地から、(一)昭和二十八年度予算編成に際して小麦粉、ミルク六百万人分全額国庫負担を予算化すること、(二)貧困家庭児童に対する給食費補助の拡充強化および給

第第一四九号 昭和二十八年五月二十二日受付

学校給食の強化拡充に関する陳情

陳情者 三重県津市柳山津高校

内三重県PTA連絡協
議会内 千葉胤一

終戦以来父母、教師その他関係者の嘗當たる努力の結果漸次強化拡充の方向に進みつゝあつた学校給食は、昨年度以外にも国家予算の大削減をこうむりその運営は極めて困難な状態に追い込まれているが、青少年の体位の向上と教育の機会均等の見地から、(一)昭和二十八年度予算編成に際して小麦

粉、ミルク六百万人分全額国庫負担を予算化すること、(二)貧困家庭児童に対する給食費補助の拡充強化および給

紹介議員 相馬助治君 高田なほ

食資材の免減税の実施、(三)義務教育児童生徒に対する完全学校給食全額国庫負担を基礎とする学後給食法の立法化、等学校給食の強化拡充を図られたとの陳情。

二六坪の特別室の設置に対する予算措置を講ずること、(一)産業教育振興法による中学校への国庫補助増額、(二)理科教育振興法を制定し中学校への大幅補助、(四)教員給与準則は現行法の二本建を継続実施、(五)中学校教員の養成機関を確立し教師としての教養と資質の向上を図ること、(六)教員の定数増加、(七)義務教育無償の原則により教材費の国庫補助を大幅に増額し父兄の負担軽減を行うこと、(八)義務教育費については現行義務教育国庫負担法を完全に実施しさらにこれを改善して予算の増額を図ること、等を実現せられたとの請願。

六月十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案

一、教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案

一、国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表北海道大学の項中「法経学部」を「法医学部」に改め、同表東京工業大学の項中「東京工業大學附屬高等工業教員養成所」を削り、「教育学部」に、同表大阪大学の項中「法経学部」を「法医学部」に、同表奈良女子大学の項中「理家政学部」を「家政学部」に、同表広島大学の項中「理学部」を「医学部」に改め

「第三条の表中

大学部	工業短期	千葉県	千葉大学
名古屋工業大学短		愛知県	名古屋工業大学
京都工芸織維大学		京都府	京都工芸織維大

群馬大学工業短期大学部 群馬県 群馬大学
千葉大学工業短期大学部 千葉県 千葉大学
電気通信大学短期大学部 東京都 電気通信大学
静岡大学工業短期大学部 静岡県 静岡大学
名古屋工業大学短期大学部 愛知県 名古屋工業大学

滋賀大学経済短期大学部 滋賀県 滋賀大学
京都工芸織維大学工業短期大 京都府 京都工芸織維大学
山口大学工業短期大学部 山口県 山口大学

に改め。

第四条の見出しを「(大学附置の研究施設に)」改め、同条の表中

伝染病研究所 東京天文台

東洋文化研究所

第六条に次の二項を加える。

第六条 他の教科の第一項を加える。
一以上の教科についての教諭の免許状を有する者に他の教科についての教諭の免許状を授与するため行う教育職員検定は、第一項の規定にかかわらず、受検者の人物、学力及び身体について行う。この場合における、学力の検定は、前項の規定にかかわらず、別表第四の二の走めるところによつて行わなければならぬ。

附則第六条を次のように改める。
養護助教論の臨時免許状は、当分の間、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十二年法律第二百三二号）による准看護婦の免許を受けた者、同法第五十三条第一項の規定に該当する者又は同条第三項の規定により免許を受けた者に対しては、第五条第三項の規定にかかわらず、その者が同条第一項第二号に該当する場合にも授与することができる。

附則第七項を附則第九項とし、附則第二項から附則第六項までを順次一項ずつ繰り下げ、附則第一項の次次の二項を加える。

授与権者は、当分の間、中学校、高等学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中学校部若しくは高等部において、ある教科の教授を担任すべき教員を採用することができるないと認めるときは、当該教科についての免許状を有しない教諭が当該教科の教授を担任する

ことを許可することができる。この場合においては、許可を得た教

論は、第三条第一項の規定にかかる
わらず、当該学校又は当該中学部
若しくは高等部において、その許
可に係る教科の教授を担任するこ
とができる。

3 音楽、国画工作、保健体育又は
家庭の教科について中学校の教諭
の免許状を有する者は、当分の
間、第三条第一項及び第二項の規
定にかかるわらず、それぞれその免
許状に係る教科に相当する教科の
教授を担任する小学校の教諭又は
講師となることができる。

別表第一の備考第一号中「大学(並
びに文部大臣の認定する講習及び通
信教育を含む。)において、(学生
受講者を含む。)が、「」を削り、同
号の次に次の二号を加える。

一の二 この表の専門科目の単位
は、文部大臣が、教育職員養成
審議会に諮問して、免許状授与
の所要資格を得させるための課
程として適当と認める課程にお
いて修得したものでなければな
らない。(別表第二及び第三の
場合においても同様とする。)

一の三 この表中「大学」とは、
大学の正規の課程、大学院及び
大学の専攻科の課程並びに文部
大臣がこれらの課程に相当する
と認める他の課程をいう。(別
表第二及び第三の場合において
も同様とする。)

別表第一の備考第三号中「場合を
いう。」を「場合をいう。(別表第
四の一)の場合においても同様とす
る。」に改める。

別表第二

教 護 療		免許状の種類		所要資格	
仮免許状	二級普通免許状	一級普通免許状	イ 学士の称号を有すること。	基礎資格	
成文部大臣に内の一指定期定する単位は、上を修得すること。	八 保健婦助産婦看護法第五条第一項の規定によること。又は同条第三項に該当する免許は、同条第一項の規定によること。又は同条第三項に該当する免許は、同条第一項の規定によること。	八 保健婦助産婦看護法第五条第一項の規定によること。又は同条第三項に該当する免許は、同条第一項の規定によること。	八 保健婦助産婦看護法第七条の規定によること。	三六 科教一般	論養成機関に在する最低修得単位数
成文部大臣に内の一指定期定する単位は、上を修得すること。	五 上を修得すること。	一八 上を修得すること。	一〇 上を修得すること。	三六 専門科目	論養成機関に在する最低修得単位数
六 上を修得すること。	四 上を修得すること。	三〇 上を修得すること。	一二 上を修得すること。	四〇 専門科目	論養成機関に在する最低修得単位数
六 上を修得すること。	六 上を修得すること。	一〇 上を修得すること。	八 上を修得すること。	一〇 専門科目	論養成機関に在する最低修得単位数

「一號の二」とし、同表の備考に第一号をして次の一號を加える。

一 この表中「大學」とは、大學の正規の課程、大學院及び大學の専攻科の課程並びに文部大臣が適當と認める他の課程をいふ。(別表第四の二から第七までの場合においても同様とする。)

別表第四の備考第二号を次のよう改める。

三 大学において単位を修得する」とが困難な者については、文部大臣の指定する養護教諭養成機関における単位の修得、文部大臣の認定する講習若しくは通信教育による単位の修得又は文部大臣が大学に委嘱して行う試験の合格による単位の修得をもつて、大学における単位の修得に替えることができる。(別表第四の二から第七までの場合においても同様とする。)

別表第四の次に別表第四の二として次のように加える。

紹介議員 鈴木 亨弘君
内 野口彰
校内全日本中学校長会
この請願の趣旨は、第六二〇号と同じである。

第六二二号 昭和二十八年六月八日受理
中学校教員養成機関の合理化に関する請願

請願者 東京都港區立愛宕中学校長会
校内全日本中学校長会
紹介議員 鈴木 亨弘君
内 野口彰

中学校における教育は、国民一般の完成教育を目指すものでその指導にあたる教員その人の如何によつて左右されるから、中学校教員養成機関を改善し、教員の資質を高め、各学科目ならびにその必要人教につき適正妥当な計画的養成を地方中央を通じて実現せられたいとの請願。

第七七一号 昭和二十八年六月十日受理

老朽危険校舎の早期解消に関する請願
請願者 新潟県議會議長 児玉龍太郎外七名

全国公立学校の内、建築基準法第十条により使用禁止または使用制限の行政処分をうけている危険校舎は、現在四十八万坪と推定され、さらにこれと同程度に危険なものとして、文部省に報告のものを合せれば二百十三万坪に及んでいるが、地方財政が著しく窮乏している現状にあるため、到底地方公共団体のみの力で早期改築を図ることは困難であるから、二分の一の国庫補助を行うとともに、国庫補助以外の財源

は全額起債を認め、かつその対象は一律に経過年数によることなく、積雪寒冷地帯における耐用年限等の特殊事情による危険の度を勘案の上、実施せられたいとの請願。

第七七二号 昭和二十八年六月十一日受理
府県經營産業教育機関に対する全額国庫負担の請願

請願者 新潟県議會議長 児玉龍太郎外七名
紹介議員 北村 一男君

産業に関する知識を修得した中学校、高等学校および大学卒業生の実際的技術は不充分な面が多いから、これを充実するため府県において經營する特殊産業教育機関に対して全額国庫負担とする途を講ぜられたいとの請願。

第一二二号 昭和二十八年六月十日受理

義務教育費国庫負担に関する陳情
陳情者 大阪府議會議長 野出相三

政府は今回義務教育費国庫負担による教職員給与費半額負担を一部府県について除外する措置を講ずるよう聞くが、一部府県に対し財政調整に口実をもじりて、その取扱いを異にすることは國家責任を回避するものであるから義務教育国庫負担制度の本旨を貫き現行通り国庫負担を完全に実施せられたいとの陳情。

第一〇五号 昭和二十八年六月八日受理
第一〇六号 昭和二十八年六月九日受理

老朽危険校舎の早期解消に関する請願
請願者 新潟県議會議長 児玉龍太郎外七名

全国公立学校の内、建築基準法第十条により使用禁止または使用制限の行政処分をうけている危険校舎は、現在四十八万坪と推定され、さらにこれと同程度に危険なものとして、文部省に報告のものを合せれば二百十三万坪に及んでいるが、地方財政が著しく窮乏している現状にあるため、到底地方公共団体のみの力で早期改築を図ることは困難であるから、二分の一の国庫補助を行うとともに、国庫補助以外の財源

は、戦災を受けた全国小学校の復旧は、終戦後七年間を経過した今日わざかに四年度からはこれら復旧に対する国庫補助が打ち切られ何等特別の措置を講じられないままにある上、戦災都市への復旧者は急激に増加し、殆んど戦前の規模に到達したため、戦災学校の未復旧は、義務教育施設の不足をいたし、二部授業および過剰収容授業等の不正常授業の学級数が増加しているから、すみやかに公立学校施設戦災復旧費国庫負担法を立法化せられたいとの陳情。

第一二二号 昭和二十八年六月十日受理
陳情者 岡山県都窪郡妹尾町大字妹尾 大原松太郎
修身書復活に関する陳情
陳情者 陳情者 大阪府議會議長 野出相三

社会の平和と幸福を実現するため、人道としての倫理教育が最も必要であるから、国定教科書として修身書の復活を実現せられたいとの陳情。

紹介議員 北村 一男君
内 野口彰
校内全日本中学校長会
紹介議員 鈴木 亨弘君
内 野口彰
公私立学校施設戦災復旧費国庫負担に関する陳情(二通)
陳情者 茨城県日立市長 高嶋秀吉外一名